

中国四国地方環境事務所請負業務：

平成 24 年度 中国四国地域循環圏形成推進事業の支援・検討業務

「地域循環圏のモデル事業」

公 募 要 領

平成 24 年 10 月

中国四国地域循環圏形成推進事業検討会
事務局：株式会社廃棄物工学研究所

「地域循環圏のモデル事業」公募要領

1. 趣旨及び事業の目的

「循環型社会」の構築に向けた取組は、地球温暖化問題に対する取組と並び、我が国の環境政策における重点分野の一つとなっています。特に、平成 20 年 3 月に改訂された「循環型社会形成推進基本計画」では、地域の特性や循環資源の性質に応じて適切な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげる事が掲げられています。

このため、中国四国地方環境事務所では、平成 23 年度に実施した「中国四国地方における地域循環圏形成推進事業の調査・検討業務」において、中国四国地方における廃棄物・循環資源等の処理・循環の状況等を整理した上で、課題・解決策及び今後取り組むべき方策等を整理しました。

本年度事業では、平成 23 年度の調査・検討結果を踏まえ、さらなる中国四国地域循環圏形成推進に向けて、他の地方公共団体やコミュニティ等にとって参考となる先進的又は優良なモデル的な取組（以下「モデル事業」という。）の支援及びその取組効果の評価等を行うことを目的として実施します。

ついては、このモデル事業への参画者を以下のとおり公募します。

※ 昨年度の調査・検討結果は、中国四国地方環境事務所ウェブサイトをご覧ください。（http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_5.html）

2. 対象となる取り組み

平成 23 年度中国四国地方における地域循環圏形成推進事業の調査・検討業務において、のぞましい地域循環圏の形成が可能となりうる循環資源の利活用事例として、廃食用油の BDF 化、薪の製造・利用、プレーナーくずを原料とした木質ペレットの製造、市町村レベルの使用済み小型家電の回収システムとリサイクル企業との連携、セメントメーカーによる一般廃棄物焼却灰のセメント原料化等を示しました。それら廃棄物・循環資源の利活用のみならず、林地残材・廃木材、廃乾電池、食品廃棄物や不燃ごみ、粗大ごみ、紙ごみ、農業用廃プラスチックなど、地域独自の廃棄物・循環資源等を再資源化又は循環的に利用する取組を広く応募対象とします。

3. 応募資格

本事業への応募は、中国四国地方環境事務所管轄内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）の市町村または民間団体等（民間企業、公益法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、

許可法人、独立行政法人)とし、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意志及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (3) 本事業における事業費の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

4. 本事業の支援内容

(1) 資金的支援

1事業あたり50万円以内(税込み)とします

具体的には、関係者による会議に係る費用、専門家による指導・助言に係る費用、課題の解決に伴う費用、定量的・社会的な評価のための費用、規模やマーケット拡大に係る費用、試験的に新たな循環資源の利用を行うための費用、レンタルやリースに係る費用等が挙げられます(詳細は、14ページの「対象経費の範囲」を参考にして下さい。)

※ 廃棄物・循環資源等の収集運搬に係る経費や備品の購入(パソコン、プリンタ、カメラ、ビデオ等)等及びモデル事業に必要と考えられない経費等は対象としないためご注意ください。

(2) 技術的支援

本事業を推進するために、学識経験者及び自治体関係者からなる中国四国地域循環圏形成推進事業検討会による各種助言提供を行います。各団体が取り組む地域循環圏モデル事業の課題抽出、課題に対する対応策の提示、検討会の議論に基づく知見提供など、地域循環圏モデル事業の推進に向けて必要な技術的な支援を行います。

(3) その他

中国四国地方環境事務所のホームページにおいて、地域循環圏のモデル事業での取組を紹介する予定です。

5. 本事業の実施期間(実施報告書提出期限)

モデル的な取組への支援期間は平成24年11月から平成25年2月22日(金)までとします。

なお、本事業請負業者の株式会社廃棄物工学研究所が平成25年2月28日(木)までにモデル事業の調査、取りまとめを実施し報告書の作成を行いますので、ご協力をお願いします。また、本事業の報告書は、原則公開といたします。

6. 公募期間

平成 24 年 10 月 29 日（月）～11 月 16 日（金）までの 19 日間とします。

7. 応募様式の提出期限等

企画競争に参加を希望する者は、紙媒体及び電子媒体により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 応募様式の提出について（別紙様式第 1 号）
- ② 中国四国地域循環圏モデル的な取組応募様式（別紙様式第 2 号）
- ③ 事業費積算表（別紙様式第 3 号）
- ④ 自治体以外の団体については、組織の概要を示す資料（パンフレット等）（様式任意）

(2) 提出期限

平成 24 年 11 月 16 日（金）17 時必着

(3) 提出部数及び提出方法

紙媒体については、応募様式等各 1 部を持参又は郵送（期限必着）してください。
また、電子媒体については、CD を紙媒体に同封するか、電子メールにて「16. 応募・照会窓口」のメールアドレス宛てに送信してください。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等配達記録が残るものに限ります。

(4) 受付について

- ① 受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く）
- ② 受付時間：8：30～12：00 及び 13：00～17：00
- ③ 受付場所：「16. 応募・照会窓口」まで

8. 応募に関する説明会の開催

応募に関する説明会は開催しません。

9. 応募様式のダウンロード

下記リンク先より、「中国四国地域循環圏モデル的な取組応募様式」の電子ファイルをダウンロードしてください。

※ リンク先 URL：<http://www.riswme.co.jp/>

10. 企画提案会

企画提案会は実施しません。

11. モデル事業実施事業者の選定について

モデル事業の選定は、提出された応募書類に基づき、以下の流れで行います。

- (1) 提出した応募書類、積算内訳、過去の実績等に基づき、中国四国地域循環圏形成推進事業検討会委員で組織された選定委員会を組織し、選定会議を開催し、非公開で採点を行う。
- (2) 選定会議では、採点の結果、得点の最上位の者から最大5事業者を委託候補者とする。
- (3) 委託額上限である200万円まで、委託候補者のうち得点の高かった者から優先で金額を配分(1事業あたり上限50万円)する。最後の委託候補者は、委託額の残額からモデル事業実施が可能か検討し、資金支援を受け実施するかどうか判断する。

12. 審査基準

企画提案書の採点にあたっては、以下の項目について採点します。

- (1) 応募主体の体制
- (2) 応募団体の提案内容
- (3) 当事業の意図との合致等

13. 審査結果の通知

審査結果については、選定会議の開催後3日以内に応募者へ文書により発送します。

14. 応募様式の取り扱い

提出された応募書類等の取り扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 提出した応募書類等は、返却しない。
- (2) 提出した応募書類等は、本要項の採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (3) 応募書類に虚偽の記載をした場合は無効とする。
- (4) 要件を有しないものが提出した応募書類は無効とする。
- (5) 応募書類の作成に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

15. 重複申請の制限

提出された応募内容が、同一の内容で、すでに環境省又は他省庁等の補助金等を受けている場合は、国費の二重投資に該当するため、審査の対象から除外され、又は採決の決定若しくは委託契約の締結を取り消すことがあります。しかし、すでに受けている補助金が、本事業での資金支援内容と重複しない、同一目的ではない場合(施設整備等)はこの限りではありません。なお、他の事業への申請段階(採択が決定していない段階)で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は委託契約の

締結が取り消される場合があります。

16. 応募・照会窓口

「中国四国地域循環圏形成推進事業検討会」事務局

〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中 1-1-1 岡山大インキュベータ 202

株式会社廃棄物工学研究所

岡山大学オフィス 担当：大畑、室山

TEL/FAX：086-239-5303

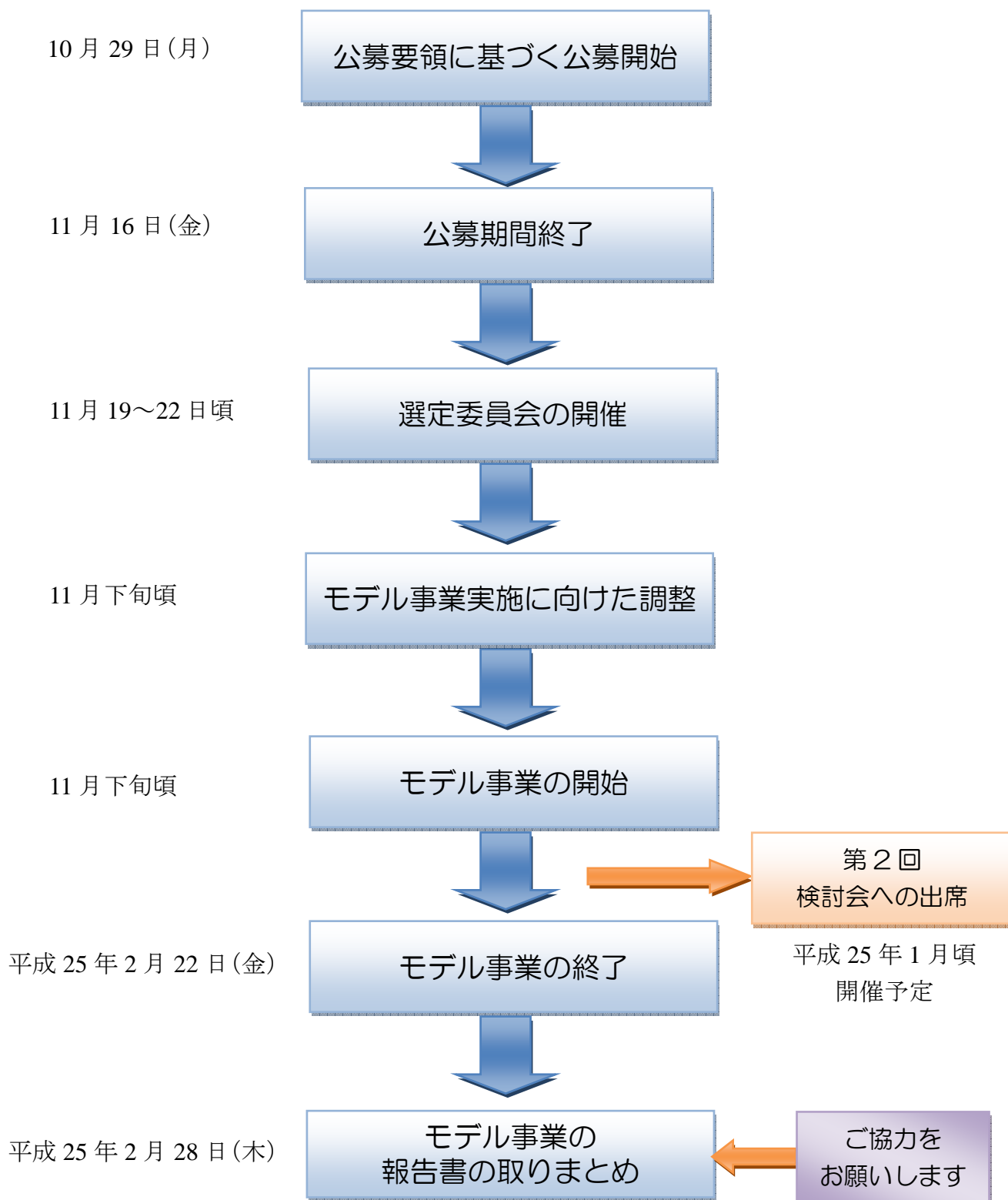
受付メールアドレス：info@riswme.co.jp

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日除く）

受付時間：8：30～12：00 及び 13：00～17：00

なお、本事業の公募につきまして、ご不明の点等がございましたら、お気軽にお問い合わせをお願いいたします。

【地域循環圏のモデル事業の公募に関するスケジュール】



(別紙様式第 1 号)

平成 年 月 日

中国四国地域循環圏形成推進事業検討会
事務局 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

応募様式の提出について

平成 24 年度中国四国地域循環圏形成推進事業の支援・検討業務の「地域循環圏のモデル事業」の選定を受けたいので、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

(担当者)

所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

(別紙様式第2号)

「地域循環圏のモデル事業」

応募様式

A:実施主体	
A1. 代表事業者	
(フリガナ) 事業者名	(代表者：)
住所	
担当者氏名	
担当者所属・役職	
担当者 電話番号	
担当者 E-mail	
A2. 事業の実施体制及びその他活動主体との役割分担 (複数主体による事業実施の場合)	
(応募事業の実施体制を記載して下さい。また、複数団体による事業実施の場合は、それぞれの活動主体名と、応募事業における役割分担を記載して下さい。市民参加活動の場合は、市民の役割についても記載して下さい。)	

<p>④ 活動内容の概要とモデル事業期間の活動の内容</p>	<p>(応募事業の全体の概要を記載して下さい。そのうち、<u>モデル事業の実施期間にどのような活動を実施するのか(全体の活動の中での位置付け)</u>についても記載して下さい。必要に応じて図、表を使用して下さい。)</p>
<p>⑤ 地域特性を考慮したモデル事業の活動</p>	<p>(地域特性(歴史、地形、人口、高齢化率、世帯構成、産業構造等)をどのように考慮してモデル事業の活動を行うのかについて記載して下さい。)</p>
<p>⑥ 特徴や創意工夫</p>	<p>(応募事業の独自の特徴(先進性や特異性)や創意工夫についてのアピールを記載して下さい。)</p>
<p>⑦ 課題と対策</p>	<p>(応募事業推進にあたっての課題(制度的課題を含む)を記載して下さい。また、対応策を検討済み、あるいは実施済みの場合は、その対応策についても記載して下さい。)</p>

D:達成目標	
① 循環利用量 (年間)	(応募事業の実施により収集又は循環利用する廃棄物・循環資源の目標量を記載して下さい。)
② その他の効果 (年間)	(上記以外で、温室効果ガス排出削減効果や、処理工程や代替品製造に係る天然資源の投入量削減効果、最終処分量の削減効果の試算があれば、記載して下さい。試算がない場合は、見込まれる効果について、定性的に記載して下さい。)
③ 活動による地域住民の意識	(応募事業の実施により、地域住民の意識がどのような変化が期待できるか、また向上するののかについて記載して下さい。)
④ 関係者による連携体制の構築	(応募事業の推進に向けて、廃棄物・循環資源の利活用について議論する場を設け、地域住民や各種団体とどのような連携が期待・構築できるのかについて記載して下さい。)
E:実施スケジュール	
(応募事業の実施スケジュールについて、 <u>モデル事業期間(平成24年11月から翌25年2月)</u> を中心に記載して下さい。)	

F: 活動費用

(応募事業の実施費用(概算)を記載して下さい。活動に初期投資が必要な場合あるいは既に投資済みの場合は、必要投資額等も記載して下さい。また、モデル事業期間の活動費用は、内訳を別紙様式第3号へ記載して下さい。)

G: 事業収支計画、予算措置

① 収支計画・予算措置	(行政が実施主体の場合は、計画等での位置づけや予算措置を記載して下さい。その他が実施主体の場合は、事業収支計画あるいは、年間収入見込みを記載して下さい。)
② 現在受給している補助金等	(現在受給している補助金・助成金等があれば、その名称、給付主体、受給金額、対象期間を記載して下さい。)
③ 資金支援の受給希望	1 () 50万円を上限とする資金支援の給付を希望する 2 () 50万円を上限とする資金支援の給付を希望しない

H: その他

① 事業化の可能性	(応募事業の実施により、事業化の可能性や発展性や継続性が期待できるかについて記載して下さい。)
② 他地域での同様な事業の可能性	(応募事業が中国四国地域内の他地域でも同様な事業が可能かどうか、見解を記載して下さい。)
③ 新聞掲載、表彰等	(応募事業がこれまでに新聞記事や地方紙等に掲載されたり、対外的な表彰等を受けている場合、その内容を記載して下さい。)

(別紙様式第3号)

事業費積算表

区 分	細 区 分	金 額 (円)	備 考
中国四国地域循環 圏の形成に向けた 先進的又は優良な モデル的な取組	・賃金 ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・技術員手当等		
合 計			

(注1) 委託料の上限は事業費の30%以内とする。

(注) 「対象経費の範囲」に掲げる各経費の内容は以下のとおりです。

- 「賃金」とは、日々雇用される事務補助員人件費で、事業実施主体が事業を実施するために雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。賃金の単価については、定められたものではありませんが、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を応募申請の際に添付していただくこととなります。また、当該団体内の賃金支給規則による場合であっても、ボーナス、住宅手当、退職給付金引当金等については、除外して申請する必要があります。賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできません。
- 「報償費」とは、事業を実施するための、資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。謝金には、その性格上、定められた単価はありませんが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。なお、設定された単価が妥当であるかの精査のため、謝金の単価の設定根拠となる資料を応募申請の際に添付していただくこととなります。また、事業実施主体に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできません。
- 「旅費」とは、事業を実施するための、事業実施主体、事業実施主体から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費です。
- 「需用費」とは、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料といった、事業を実施するための、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。
- 「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム改良等を専ら行うために必要な経費です。
- 「委託料」とは、本事業の目的の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費です。委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとします。また、委託費は、原則として補助金の総額の30%を越えることはできません。なお、事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなりますので、委託内容については十分検討する必要があります。また、民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限られます。
- 「使用料及び賃借料」とは、本事業を実施するために使用した、備品や機械のリース料、会議室や会場等の賃借料、レンタカーやバス等の賃借料、高速道路の利用料等です。使用料には、家賃等は含まれませんのでご注意ください。
- 「技術員手当等」とは、本事業を実施するための、企画・運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための技術員、専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を配置するのに必要な経費です。技術員手当等については、定められた単価等はありませんが、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価等を設定する必要があります。なお、設定された単価等が妥当であるかの精査のため、上記の支給規則等を応募申請の際に添付していただくこととなります。技術員手当等は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできません。

なお、経費の申請については、採択決定後の事業計画書提出の際に見積書（原則3社以上。該当する項目が1社しか対応できない場合は理由書。）や関連資料等を添付していただくこととなります。

また、審査や申請で、モデル事業の支援として経費が補助対象と認められない場合がありますので、ご了解下さい。